

3 支援給付とは

◆ 支援給付の対象となる方々

支援給付の対象となる方々は法律に基づき以下のように定められています。

なお、支援給付を受けるためにはあなたの居住地の市役所・区役所・町村役場や福祉事務所などの支援給付の実施機関（以下「実施機関」といいます。）への申請が必要となります。（P. 8参照）

～対象となる方の要件～

(1) 「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【注1】「満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方」には、60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受給していない方も含まれます。

【注2】平成20年4月1日以後に支援給付を受給中の中国残留邦人等ご本人が死亡した場合は、配偶者が引き続き支援給付を受けることができます。

(2) 平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、生活保護を受給している方

「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方

次の要件のすべてに該当する中国残留邦人等の方々となります。

- ① 明治44（1911）年4月2日以後に生まれた方
- ② 昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた方

昭和22（1947）年1月1日以後に生まれ、昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。

- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある方
- ④ 昭和36（1961）年4月1日以後に初めて永住帰国した方

※「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の支給を受けるためには、厚生労働省への申請が必要となります。（P. 10参照）